

## WG 2 第 1 テーマ「100%子会社の監査役の業務実態とあるべき姿」調査のまとめ

## 1. 前提

100%子会社の監査役の役割は、自社の中で閉じた役割だけでなく、多くの場合「公開」「大会社」である親会社に従属した(subsidiary)会社という現実的、実際的な対応関係、力関係という図式をも意識しなければならないところに特徴があると思われる。親会社の対応する部門も株式所有の観点から見るコーポレート部門と、自らの事業の一部と見る事業部門と、ふたつの立場があると考えられる。子会社監査役と、親会社の取締役・監査役等機関との関係を概念図で示したのが、[別紙]である。

## 2. 業務実態

調査した 9 社の実態を見ると、[各社の監査の概要調査シート(以下「概要シート」)]の No.2 にあるように「大会社」6 社(A,C,D,E,G,H)と「非大会社」3 社(B,F,I)に分かれる。監査役スタッフの人数については、No.14 で見るように会社規模にかかわらずほとんどの会社がゼロかそれに近い数字であった。以下[課題と対応]シートにより各社の実態を見ていく。

## ① No.3 監査役の会計監査人や内部監査部門との関係について

ここは子会社内部に絞った実態である。会計監査人がいる上記「大会社」6 社のうち、会計監査人からの報告があると回答があったのは 3 社(A,E,H)だが、監査法人の業務は法令及び協会の基準等に基づいているので、大きな違いはないと推測される。

内部監査部門については、「概要シート」No.24 によると、内部監査部門を持っていない会社が 3 社(B,G,I)あり、うち 2 社(B,I)は非大会社、残る 1 社(G)は大会社だが親会社の内部監査部門に監査を委託している。内部監査部門を持っている残りの 6 社の中で専任がいると答えたのは 3 社(E,F,H)だが、いずれも 1,2 名で、A を除く他の 2 社(C,D)も兼務者や応援者で対応している。

シートは戻って内部監査部門との連携では、同部門から報告を受けているとの回答は 2 社(A,H)あったが、親会社委託を含め内部監査を実施している他の 5 社は積極的な連携をしているとの回答はなかった。ただ、「概要シート」No.22 現場往査の方法、の項目では、現場に内部監査部門と同行しているとの答えが 4 社(C,D,E,F)あった。

**② No.5 親会社の期待と子会社監査役の担うべき機能に齟齬がないかという問いについて**

親会社との関係が強い第1グループの2社(A,B)は親会社が子会社の監査役の役割を固定し明確に指示して子会社もそれに従っているため、そういう意味で齟齬はない。しかし他の7社は、子会社監査役の受取り方、思いに委ねられているのが実態で、受け取り方には、親会社の監査役が企業集団全部を見られない部分を補完しているというもの(C,G)と、何が親会社の期待なのか明示がない中で自己の解釈により、子会社内部の監査を実施しているもの(D,F,H)との大きく二通りになっている。

**③ No.1 と No.4 親会社が構築する企業集団の内部で期待される子会社監査役の機能、また、企業集団内部統制システムの中での子会社監査役の位置づけについて**

No.4を見ると、親会社の子会社監査役に対する期待が、第1グループのように、妥当性監査を重視せよとか、親会社が明文化した子会社監査役の最低遵守事項を守れといった、明確かつ強力なものである場合はあまり議論の余地がないようである。その他の場合の回答では、子会社単体としての健全性を確保(C,I)し、子会社の持つリスクを把握し不祥事発生を予防する(D,E,F,G)ことも挙げられている。

企業集団内部統制システムを構築する責任が監査役にあるわけではないが、No.1を見ると、上の②で見たように、親会社が子会社監査役の役割・枠組みを規定している会社があれば(A,B)、親会社監査委員が子会社監査役に直接、企業集団内の監査役の役割を説く会社がある(D,E)。

その他の会社は親会社の明確な指示はない(H)とするところ、ないと推測可能(F,I)などところがある。子会社単独の内部統制システム構築と運用を監査するのと合わせ、企業集団内部統制システムの構築と運用を監査する一翼を担うという二つの要請に応えようとする姿が伺える。

**3. あるべき姿（私見）**

今回の実態調査により、100%子会社の監査役のあるべき姿が明確に導かれたとまでは言えないような気がします。我々で議論を深めてもいません。

会社によって千差万別であるのが当然だとか、あるべき姿を模索するのがあるべき姿だとか、法令に違反しない又は正当な拒否理由のない限り親会社の言うことを聞くもの、とか、いずれもが回答のようでもあり、あまり納得がいかなくもあります。

この状態を子会社監査役の「海図なき航海」とたとえるなら、私としては「自由な航海」とでも肯定的なニュアンスに言い換えて、他社の監査役の実例・考え方や多方面の意見に耳を傾け、方法論を追求していくことなのだろうと思うところです。それがいつしか「海図」になるのかも知れません。

皆様のご叱正をお願いしたいと思います。

以 上